

小金井市立公園等台帳システム導入支援委託仕様書（案）

1 業務の目的

公園の基礎情報及び平面図を記録した台帳の記載及び変更に際し、更新を行う必要がある。令和6年3月末時点、全ての市立公園（220か所の公園・緑地）及び滄浪泉園緑地（以下、「市立公園等」という。）について、紙台帳及び既存の公園台帳管理システム（以下、「旧システム」という。）により管理を行っているが、旧システムの切り替え時期にあたり、クラウドサービスを利用した公園等台帳システム（以下、「システム」という。）にすることで、令和6年4月から全ての市立公園等の指定管理者による維持管理を導入するにあたり、相互に情報共有を図り、適切な運用とすることを目的とする。

2 委託期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで
（うち、システム仮構築は令和6年9月30日まで、動作試験を経てシステム本構築は令和6年10月31日までに行うこと。）

3 委託業務内容

(1) システム構築及びデータセットアップ 1式

市立公園等について市の保持する各種既存データのシステムへの取り込み（既存データについては、「4 システム要件 (5) 既存データの活用性」参照）

(2) 動作試験

システム動作環境の構築及び動作試験

なお、システム動作環境の構築後をシステム仮構築とし、受託者及び市によるシステム動作試験により改修を加え、本構築とする。

(3) 各種研修・報告資料等の作成

システムの運用開始に合わせ操作マニュアルを作成して納品するとともに、市及び指定管理者の公園管理に係る部署を対象としたシステムの操作説明を数回程度行うものとする。

なお、日程調整および研修者の招集は市と調整のうえ受託者が行うこととし、これに必要な資料等の作成は受託者が作成・準備するものとする。

(4) 保守運用

本委託により構築されたシステムがクラウドサービスにより安定的かつ安全に運用できるよう、定期的な保守やサポートを行うこと。

4 システム要件

(1) 情報の一元化

- ア 公園管理情報を1つのシステムに收容することが可能であること。
- イ 運用上において市及び指定管理者の公園管理に係る部署で同一データを基に作業が出来ること。
- ウ 入力された情報が即座に共有できること。
- エ 共通データベースで複数のユーザーが情報を共有できること。
- オ 共通データベースへのアクセスは、同時に10アクセス以上の稼働が出来ること。

(2) 情報のアクセス管理

- ア 複数の職務階層で一元化された情報を共有することから、情報の入力、出力、閲覧については、各階層（実務上の役職・権限等）及び、指定管理者の管理ごと等に適切にアクセス権を設定できる機能があること。
- イ 各データへのアクセス権は、市立公園等において地域ごとや管理組織ごとにグループ化し、アクセスを制限することが可能であり、グループ化した地域ごとや管理組織ごとにアクセス権を設定できること。
- ウ データ項目ごとにアクセス権を設定できること。

(3) 本業務における入力及び管理対象となる公園情報

- ア 以下の情報①～⑦をデータ管理し、市及び指定管理者によるデータの追加・更新・検索が随時できるものとする。
 - ① 公園台帳（公園番号・公園名・公園所在地ほか台帳記載事項、公園平面図、占用・設置管理許可に係る情報、地元管理団体に係る情報、その他特記事項など）
 - ② 施設台帳等（管理番号、施設名称、分類、設置年月日、経過年数、製造者、構造等、その他特記事項など）
 - 1. 点検履歴（施設の部位・部材単位での日時、点検者、評価などの各種点検記録）
 - 2. 修繕履歴（修理、塗装、部材取り換えなど作業ごとの日時、施工者、施工内容、費用などの修繕記録）
 - ③ 占用許可台帳（公園台帳の基礎情報、占用番号、申請日、許可日、物件種類、数量、目的、開始日、終了日、占用期間、管理方法、占用料など占用情報）
 - ④ 設置・管理許可台帳（公園台帳の基礎情報、許可番号、申請日、許可日、施設種類、数量、目的、開始日、終了日、期間、管理方法、使用料など許可情報）
 - ⑤ 植栽台帳等（高木、中木、低木の種別及び数量、樹木名称など）

⑥ 公園管理団体データ（団体の基礎情報、公園台帳の基礎情報、管理面積など）

⑦ 管理対象施設ごとの関連する事故や苦情内容

⑧ その他（設備等に関する書面、附属図面、写真など）

※上記各項目については、市と十分調整し、確定すること。

イ 施設台帳や管理履歴については、各施設の部位、部材単位での管理ができるものとする。

ウ 画面遷移をしても同公園の同項目データについてはリンクしたものであり、極力入力の手間がかからないものであること。

エ 点検表、占用・設置・管理許可、公園管理団体情報について市及び指定管理者の公園管理に係る部署が編集可能な様式に出力できる仕様にする

こと。

(4) 本業務の入力対象公園

小金井市全市立公園及び滄浪泉園緑地（令和6年3月現在計221か所、経過に応じた増減に対応すること）

(5) 既存データの活用性

ア スキャンデータ化された公園平面図及び公園名・所在地ほか台帳記載事項や、調査・修繕データ等市が管理しているデータを移行し、システム内に反映できること。

イ 公園管理に付随した個別の写真、図面などの画像データ、公的文書のPDFなどの市が提供する資料をシステムに移行し、システム内にて書類保管機能があること。

(6) データの更新及び、新規公園の追加

ア 取り込んだデータの更新、編集機能を有し、係る作業が容易なこと。

イ 新規公園の登録について、「4 システム要件 (3) 本業務における入力及び管理対象となる公園情報」のうち存するものを即時に登録することが可能でありかつ容易であること。

(7) 情報検索機能

ア 公園名、施設分類、施設の部位・部材、管理履歴内容、設置年月日、処理期間などについて単独、クロス項目での情報検索、絞り込み検索ができ、一覧表示できること。

イ 検索項目については、任意設定されたデータ項目を含め検索できること。

ウ 管理対象施設ごとに、関連する点検、補修、事故、苦情などの日常の管

履歴を確認できること。

(8) 情報出力機能

ア システムに入力した全てのデータや図面をExcel、PDF等として任意に出力することができる。(データ出力については、相当のアクセス権限を設けて情報管理できること。)

イ (7)の検索結果をデータとして出力できること。

(9) 情報入力、システムの操作性

日常情報の入力や情報検索の操作において、CAD及びGISソフト等の専門的な操作技術、基礎知識を必要としない(一般の文書作成ソフト、表計算ソフトの操作ができれば使用可能な程度)操作であり、簡易性があること。

5 システムの保守運用

受託者は、令和6年度中に発生するシステム保守運用業務は本業務に含むものとする。

(1) システムの保守運用

ア 定期的なバックアップ(1日1回以上)を行い、バックアップデータを適正に管理すること。

イ データやシステムの不正利用を防止する仕組みを有していること。

ウ サーバ側でのウイルス対策等を適正に行うこと。

エ システム及びサービス全般に係る問い合わせに迅速に対応すること。

オ 問い合わせ対応は平日午前9時から午後5時までとする。

(2) セキュリティ対策

ア 管理画面へのインターネット上の通信について、SSL/TLSによる暗号化通信を行い、改ざん等への防止対策を実施すること。

イ サーバで保存するデータは、全て暗号化を行うこと。

ウ ファイヤーウォール等のサイバー攻撃対策・不正アクセス対策を実施すること。

エ IPアドレスによるアクセス制限を行うこと。

オ システムへのログイン、アプリケーション操作等のシステム操作に関するログを取得できること。

カ アクセスログは一定期間保存すること。

キ 障害発生時に、速やかにシステムの復旧を行える体制を擁すること。

(3) システム利用に際してのその他留意点

- ア サーバはクラウド型であること。
- イ ソフトウェアのインストールの必要がないこと。
- ウ ハードウェアの追加の必要がないこと。
- エ Microsoft Edge、Google Chrome、Safari のブラウザで対応可能なWEBシステムであること。

6 担当者等の適正な配置について

受託者は、業務の進捗を図るため、適正な体制を確保の上担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、システム構築については、クラウドサービス対応システムについて知識や経験があり、公園台帳システムまたは指定管理者等市以外の事業者とのやりとりを行える台帳等システムに係る開発、設計または運用等の経験を有する担当者を配置しなければならない。

なお、受託者として、情報セキュリティ等に関する認証資格として、市から貸与するデータ及び作成するデータの情報保護及び品質確保・管理の観点から下記のすべての資格を有する者とする。

- (1) 品質マネジメントシステム (ISO9001)
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001)
- (3) プライバシーマーク (JISQ15001)

7 支払方法

業務完了後一括払い

8 その他

- (1) 本委託業務による成果品及び資料の著作権・版権は市に帰属し、これについて、市の許可なく使用あるいは公表してはならない。
- (2) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、受託者が自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装備証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (3) 守秘義務

ア 本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

イ この契約による業務を履行するため個人情報等を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 協議

受託者は、本仕様書のほか、関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。本仕様書に定めのない事項または解釈上疑義の生じる事項については、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。